

4/13 ~~未~~ ^未

生存権裁判“人権守る努力”

安倍政権下で貧困と格差が広がるなか、生活保護の老齢加算復活を求めて全国の高齢者がたたかっている生存権裁判をはじめとして社会保障の拡充を求める運動が広がっています。生存権

裁判の今日的な意義について、生存権裁判を支援する全国連絡会会長の井上英夫金沢大学名誉教授に聞きました。

生活保護の老齢加算が2004年4月から段階的に削減、06年4月に全廃されました。同加算廃止処分は違憲として生存権裁判では、国などを相手に9都府県の高齢者113人が提訴しました。

全国連絡会会長・ 金沢大学名誉教授 井上英夫さん に聞く

「憲法25条を守ろう」と全国から4千人が参加した集会後】パレードする井上英夫金沢大学名誉教授（左から2人目）ら=2015年10月、東京都内



生存権裁判 9都府県で、原告は113人でした
が、高齢で亡くなる人が増え現在は73人です。福岡裁判では10年6月、控訴審

で原告側が勝訴しました。東京の裁判について最高裁が12年2月に不当判決を出して以降、福岡を含む八つの裁判で原告敗訴が決定しています。

安倍自公政権は社会保障の基本を「自助、共助、公助」として変質させています。そのもとで、生存権裁判につき生活保護の基準引き下げに対し1000人近くが原告に、年金減額で4000人余りが原告になります。生存権を守ろうと運動

さらに、生活保護費の減額は、利用者だけの問題ではありません。国民すべてに影響を与えるものです。生活保護基準が、最低賃金や年金、就学援助の給付基準、税負担などの基準になつているからです。

全国民に影響が

右第三回

の憲法25条とは無関係だと
しています。

しかし、生活保護の問題
が憲法25条と無関係なはず
がありません。生活保護を
利用する権利は、憲法25条
が人権として保障するもの
です。生活保護法によって
与えられるものではありません
せん。生活保護法は、憲法
25条を具体化した法律で
す。

全国民に影響が
さらに、生活保護費の減
額は、利用者だけの問題で
はありません。国民すべて
に影響を与えるものです。
生活保護基準が、最低賃金
や年金、就学援助の給付基
準、税負担などの基準にな
っているからです。

安倍自公政権は社会保障
の基本を「自助、共助、公
助」として変質させていま
す。そのもとで、生存権裁
判につき生活保護の基準
引き下げに対し1000人
近くが原告に、年金減額で
は4000人余りが原告に
なり裁判をたたかっていま
す。

憲法97条は、基本的人権
を「人類の多年にわたる自
由獲得の努力の成果」とし
ています。その「努力」の
一つが、生存権裁判などの
社会保障裁判です。

安倍政権は、立憲主義・
民主主義を破壊するやり方
で戦争法を施行させ、軍事
費は4兆円を超えました。
一方で、生活保護をはじめ
とする社会保障費を抑制し
ています。

高齢者だけでなく、多く
の国民の基本的人権が脅か
されている中で、生存権裁
判のたたかいは、憲法12条
が人権保持のために国民に
課している「不斷の努力」
そのものなのです。

すべての国民にかかる
生活保護の問題です。だから
こそ、最高裁は審理を尽

(岩井重紀)